

利 用 者 の た め に

- 1 本書は、新潟県の生活習慣病について、健康増進事業（令和元年度）及び新潟県内の市町村国保が実施した特定健康診査（平成 29 年度及び平成 30 年度）の実績をもとにまとめたものです。
- 2 本書における統計数値は、健（検）診ガイドライン（平成 31 年 3 月）に基づくがん検診等結果報告、新潟県福祉保健年報、厚生労働省の地域保健・健康増進事業報告及び人口動態統計等によります。

1 用語について

(1) 死因

死因分類については昭和 54 年から第 9 回修正国際分類（ICD-9）、平成 7 年から第 10 回修正国際疾病分類（ICD-10）が用いられています。そのため、本書で用いた統計数値のうち昭和 50 年及び昭和 60 年の数値のうち、現在の数値と正確な比較ができないものは、図表等に注釈があります。

(2) 受診率（％）

$$\frac{\text{受診者数}}{\text{対象者数}} \times 100$$

(3) 要精検率（％）

$$\frac{\text{要精検者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

(4) 精検受診率（％）

$$\frac{\text{精密検査受診者数}}{\text{要精検者数}} \times 100$$

(5) がん発見率（受診者 10 万対）

$$\frac{\text{がんであった者}}{\text{受診者数}} \times 100,000$$

(6) 陽性反応適中度 (%)

$$\frac{\text{がんであった者}}{\text{要精密検査者数}} \times 100$$

(平成 23 年度までは、精密検査受診者数を分母としています。)

* その他の注意が必要な用語等は、図表等に注釈があります。

2 本書で用いた比率の端数処理について

原則として小数第 2 位まで算出し、四捨五入により小数第 1 位まで表記しています。

3 統計表の表章記号について

数値なし	—
数値がありえない場合	・
数値が微少の場合 (0.05 未満)	0.0

4 がん検診等結果報告

「がん検診等結果報告」は別紙「電子媒体集計表一覧」のとおり集計されていますが、本書では市町村別集計表のみを掲載しています。他の集計表は、「健康にいがた 21」ホームページでご覧になれます。

「健康にいがた 21」ホームページ > 統計情報 > がん
> がん検診等結果報告 > がん検診等結果報告 (令和元年度)

5 特定健康診査

従来、基本健康診査は老人保健法 (昭和 57 年法律第 80 号) に基づく保健事業として実施されてきました。平成 18 年の医療制度改革において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、平成 20 年度から医療保険者に特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

本書では、新潟県内の市町村国保が実施した特定健康診査のうち、新潟県国保連合会における特定健診費用決済データをもとに、新潟県健診保健指導支援協議会が把握する結果を取りまとめたものを掲載しています。